

[事案 28-341] 入院給付金支払等請求

・平成 29 年 8 月 29 日 和解成立

<事案の概要>

再婚した妻が入院したため、入院給付金を請求したところ、妻は離婚した時点で被保険者の資格を喪失しているとして給付金の支払いに応じなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、平成 15 年 4 月に契約した終身医療保険およびその家族特約（妻型）が有効に継続していることを確認し、家族特約（妻型）にもとづく入院給付金を支払ってほしい。

- (1)平成 21 年に妻と離婚しているが、後に同人と再婚しているのであるから、同人は現在まで継続して被保険者である。
- (2)離婚後も現在に至るまで家族特約分も含め、継続して保険料を支払っている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款に「戸籍上の異動により妻に該当しなくなった者については、その異動のあった時からこの特約の被保険者の資格を喪失します」と規定されている。
- (2)離婚後に同一人物と再婚したとしても、配偶者が被保険者資格を自動的に再度取得するという規定はなく、再度告知のうえ、保険会社が承諾する必要がある。
- (3)保障内容のご案内文書には、保障の対象となる配偶者に変更があった場合には当社へ必ず連絡すること、配偶者に異動が生じたにもかかわらず、所定の変更手続きを行っていない場合は、新しい配偶者は保険金・給付金の支払対象とならない旨記載している。

<裁定の概要>

1.裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の請求内容および本件の経緯等を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

2.裁定結果

上記手続の結果、本特約が有効に継続しており、保険会社が入院給付金を支払うべきとは認められないが、紛争の早期解決等の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。